

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江東区新木場二丁目11番3号

氏名 コトブキ環境株式会社
代表取締役 吉田 昌美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 6月10日

許可の有効年月日 令和12年 6月 9日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令13号物（コンクリート固化物に限る。）
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）
（以上19種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（積替え保管に係る限定は裏面のとおり）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（以上9種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都江東区新木場四丁目5番16号

(2) 東京都江東区新木場二丁目11番3号（地番：東京都江東区新木場二丁目6-112）

3 許可の条件

(1) 2 (2) の施設については、作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 2 (1) の施設については、積替え保管を行う産業廃棄物のうち、⑤の搬入は全て自ら行い、
その他の産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。（石綿含有産業廃棄物を除く。）

2 (2) の施設については、積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及び
その他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 平成 6年 6月10日 新規許可

令和 5年 6月10日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号：5-20-B0029

産廃エキスパート



(裏面)

許可番号 第13-10-018220号

2 積替え保管施設

(1) 東京都江東区新木場四丁目5番16号

積替え保管面積：600.00㎡ 最大保管高さ：1.4m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	ドラム缶1個	0.20 m ³
廃油(容器入りのものに限る。)	コンテナ1個	1.00 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯・廃HIDランプ・廃放電ランプ (いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ドラム缶5個	1.53 m ³
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物に限る。)	コンテナ2個	16.0 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くず(一次電池、二次電池に限る。)	ペール缶3個	0.05 m ³
	合計保管量	18.78 m ³

(2) 東京都江東区新木場二丁目11番3号(地番:東京都江東区新木場二丁目6-112)

積替え保管面積：165.0㎡ 最大保管高さ：3.1m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類	コンテナ1個	8.00 m ³
廃プラスチック類(圧縮・梱包されたものに限る。)	直置き24個	27.1 m ³
紙くず	コンテナ1個	8.00 m ³
紙くず(圧縮・梱包されたものに限る。)	直置き24個	27.1 m ³
繊維くず	コンテナ1個	3.40 m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	フレコンバック18個	12.4 m ³
	合計保管量	86.0 m ³

(以下余白)